福岡県公報

平成 26 年 4 月 22 日 第 3 5 8 9 号

目次

示 (第408号 – 第409号)

○保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………1

○保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………1

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ……2

○大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………3

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………3

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………4

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………4

○落札者等の公示 (総務事務センター) …………4

○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………5

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……5

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……6

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………6

○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………7

○指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者支援課) …………7

収用委員会

○土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用 地 課) ………8

正 誤

○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤 (財 政 課) ···········9

告 示

福岡県告示第408号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

田川郡赤村大字赤字西大谷下ノ切4420の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字西大谷下ノ切4420の1 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第409号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を

明発行日 毎週火金曜日 行〕〒812-8577 福岡市博多| 成〕〒812-0041 福岡市博多区 するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告 示する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

宗像市地島字須ヶ崎42、字ヲイト88、112の1、112の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6第2項の規 定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 福津ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県福津市宮司二丁目1番10号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・車両の出入口、雨水排水計画などは福津市開発指導要綱に基づき別途協議をする こと。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・荷捌き施設No. 1 付近の市道「昭和町14号線」について、搬出入車両専用出入口 として設定されているが、住宅密集地を通る細街路であることから出入口を一か 所に設定し、加え搬入・搬出ルートを西側に設定しない計画とすること。
 - ・出入口No.3の西側は住宅密集地を通る細街路であることから、帰宅ルートを設 定しない計画とすること。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の「多量排出事業者」に該当する 場合、同条例施行規則に則り、「廃棄物管理責任者選任届出書」を選任した日か ら30日以内に担当課に提出すること。
 - ・「事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書」を当該年度の属する年の5月31日 までに提出すること。
 - ・事業系一般廃棄物については、市内の許可事業者と個別契約を行うこと。
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・大型店舗の解体及び建設の際は、騒音、振動及び粉塵等の防止対策を図り、周辺 住民の生活環境に十分配慮すること。また、特定建設作業に該当する場合は、当 該特定建設作業の開始の7日前までに届け出ること。
 - ・大型店舗内に、騒音規制法及び振動規制法の規定に基づく特定施設を設置する場 合は、その特定施設の設置に係る工事開始の日の30日前までに届出をし、規制基 準を遵守すること。
- (6) 街並みづくり等への配慮等

・都市計画法及び建築基準法遵守の上、福津市開発指導要綱に基づく事前協議によ って、街並みづくり等へ配慮すること。景観条例及び景観計画に基づく事前協議 、届出を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年4月4日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) ミスターマックスSelect福津店
- (2) 所在地 福岡県福津市福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業地内14街区2 画地ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ミスターマックス	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ミスターマックス	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年12月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2.078平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
A棟西側	86

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
B棟東側	10
B棟西側	8
合 計	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A	1棟北側	31.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟内北側	10.63

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	午前8時	午後10時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前7時30分から午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2筒所 建物敷地北側及び西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後11時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

量

公

逛

公告

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれれる地域の名称 糸島市前原中央一丁目131番1、131番6、131番8、131番10から131番14まで及び 131番16

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

長崎県佐世保市谷郷町4番6号

丸菱不動産株式会社

代表取締役 下津浦朱門

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 筑紫野市大字吉木2381番1、2381番2、2383番1及び2383番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字阿志岐2505番29

福田豪

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 田川郡福智町弁城4187番6、4188番4、4188番5、4189番1、4190番6、4192番2 及び4196番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川市大字弓削田80番地

中村産業生コン 株式会社

代表取締役 中村 一義

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称 人事給与システム運用保守業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名

TIS株式会社 産業事業本部 西日本産業事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東2丁目5番1号

5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

39.204.000円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第15条 1 (b)及び(d)該当

平成26年4月

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 宗像市上八1929番4、1930番10及び1930番21
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宗像市鐘崎774番地 肥高 翔太 肥高 美香

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 太宰府市国分三丁目479番1、476番5、477番6、477番7、477番8、487番18、 479番4から479番7まで、1586番2及び1586番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 太宰府市国分五丁目5番12号 松島 玉枝

公告

両筑土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により次のように 公告する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏 名	住 所
北原 清光	朝倉市甘木616番地1

公告

竹野第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和 24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住所
古賀 宏遠	久留米市田主丸町竹野250番地1
中野博信	久留米市田主丸町竹野2096番地2
吉岡 靖盛	久留米市田主丸町地徳2144番地 6
塩足 太助	久留米市田主丸町中尾862番地2
原田 輝雄	久留米市田主丸町以真恵970番地 1
清水 文隆	久留米市田主丸町中尾1710番地
吉岡 學	久留米市田主丸町竹野250番地14
吉田 久雄	久留米市田主丸町中尾874番地1
上野 政孝	久留米市田主丸町竹野1998番地
久保山一昭	久留米市田主丸町中尾1170番地
楢崎 良一	久留米市田主丸町地徳2177番地
坂本 安	久留米市田主丸町地徳1835番地
立石 重光	久留米市田主丸町志塚島608番地5
渡辺 良則	久留米市田主丸町竹野1810番地7

2 退任監事

氏 名	住所
郷原 征司	久留米市田主丸町志塚島470番地1

9

汨

髙木 芳雄	久留米市田主丸町地徳1847番地3
渡邊 隆明	久留米市田主丸町中尾764番地1

3 就任理事

氏 名	住所
古賀 宏遠	久留米市田主丸町竹野250番地1
中野 博信	久留米市田主丸町竹野2096番地2
吉岡 靖盛	久留米市田主丸町地徳2144番地6
塩足 太助	久留米市田主丸町中尾862番地2
原田 輝雄	久留米市田主丸町以真恵970番地1
清水 文隆	久留米市田主丸町中尾1710番地
吉岡 學	久留米市田主丸町竹野250番地14
吉田 久雄	久留米市田主丸町中尾874番地1
上野 政孝	久留米市田主丸町竹野1998番地
久保山一昭	久留米市田主丸町中尾1170番地
楢崎 良一	久留米市田主丸町地徳2177番地
坂本 安	久留米市田主丸町地徳1835番地
木下 正勝	久留米市田主丸町志塚島422番地9
渡辺 良則	久留米市田主丸町竹野1810番地7

4 就任監事

氏 名	住所
郷原 征司	久留米市田主丸町志塚島470番地1
髙木 芳雄	久留米市田主丸町地徳1847番地3
渡邊 隆明	久留米市田主丸町中尾764番地1

公告

城島町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24 年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
田中 隆義	久留米市城島町下田464番地6
後藤 東彦	久留米市城島町江上上636番地11
池松 和彦	久留米市城島町江上本509番地

2 就任理事

氏 名	住 所
野口 榮一	久留米市城島町下田696番地2
後藤 敬介	久留米市城島町江上上324番地
池松 栄治	久留米市城島町江上本508番地

公告

上秋月土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和 24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように 公告する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住
1 1	E. 771
久保田茂俊	朝倉市上秋月1614番地
浅田 榮一	朝倉市日向石1151番地 2
内田 隆二	朝倉市上秋月803番地
内田 英彦	朝倉市上秋月324番地
吉村 久雄	朝倉市上秋月2359番地
内野 雅博	朝倉市上秋月1745番地1
牧草 良昭	朝倉市田代538番地
中野 和生	朝倉市日向石931番地
山﨑 信	朝倉市上秋月2044番地
山崎 満	朝倉市江川1822番地
川上 公徳	朝倉市山見254番地

小川幸三郎	朝倉市上秋月2409番地2
倉地 範昭	朝倉市日向石307番地

2 退任監事

氏 名	住
川上 弘和	朝倉市山見791番地
原田 政嗣	朝倉市山見511番地1

3 就任理事

氏 名	住所
久保田茂俊	朝倉市上秋月1614番地
神﨑 厚紀	朝倉市日向石1746番地
内田 隆二	朝倉市上秋月803番地
内田 英彦	朝倉市上秋月324番地
山崎 満	朝倉市江川1822番地
牧草 良昭	朝倉市田代538番地
内田 唯己	朝倉市上秋月2018番地1
平野 勝浩	朝倉市上秋月2424番地
原田 勝市	朝倉市上秋月1744番地
萩田 豊	朝倉市日向石1161番地
川上 公徳	朝倉市山見254番地
倉地 勇市	朝倉市日向石304番地
手嶋 和彦	朝倉市上秋月2373番地

4 就任監事

氏 名	住
手島 久夫	朝倉市田代600番地
川上 勉	朝倉市甘木2096番地3 リバーサイド甘木301号

公告

大善寺南部改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。 平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏 名	住所
古賀 安彦	久留米市大善寺町黒田257番地
築島 一典	久留米市大善寺町黒田447番地2

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月22日

福岡県知事 小川 洋

サービス の種類	介護保険 事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームユ ニット型三沢長生園 福岡県小郡市三沢881 – 1		社会福祉法人長生会	平成26年 4月1日

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成26年4月22日

福岡県収用委員会

- 1 起業者の名称
 - 北九州市
- 2 事業の種類

北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線、3・4・198号日吉台光明線 (駅前広場)、3・4・103号折尾青葉台線及び3・4・127号折尾中間線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積〔()は公簿地積〕	
北九州市八幡 西区折尾三丁 目	1519番 1	宅地	169.66(169.64)平方メートルのうち収 用しようとする土地の面積169.66平方メ ートル	
北九州市八幡 西区折尾四丁 目	1376番1 宅地		99.17 (99.17) 平方メートルのうち収用 しようとする土地の面積99.17平方メー トル	

- (注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。
- 4 土地所有者の氏名及び住所

植木輝雄

北九州市八幡西区折尾三丁目1番10号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- (1) 北九州市八幡西区折尾三丁目1519番1の土地に関して権利を有する関係人 福岡ひびき信用金庫

北九州市八幡東区尾倉二丁目8番1号

抵当権及び根抵当権

(2) 北九州市八幡西区折尾四丁目1376番1の土地に関して権利を有する関係人 福岡ひびき信用金庫

北九州市八幡東区尾倉二丁目8番1号

根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年4月4日

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課(福岡県県土整備部用地課)において保管しており、い

つでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成26年5月13日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成26年4月22日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成24年度福収権第11号事件及び平成24年度福収明第11号事件

2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事(椎田南インターチェンジ(仮称)から宇 佐インターチェンジ(仮称)まで)並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 通知を受けるべき者

豊前市大字松江638番1及び同638番2所在の収穫樹の所有者

稲葉ムツ子、上田佳央、宇吹峰子、大山和徳、尾崎易子、上玉利ツル子、河野誠、木村康雄、久留島昌子、後藤あり子、柴垣保也、末並公俊、田渕ますみ、友松仁美、長田あゆみ、西岡直智、二田野かおり、長谷川愛貴、原栄実子、古屋政則、松尾園子、松本信子、丸山廣子、吉清水倫子及び吉本梢並びに豊前市大字松江638番1及び同638番2所在の収穫樹を所有する氏名及び住所不明の者

4 通知すべき書類

平成26年4月11日付け24福収第19号-65、24福収第20号-65「損失補償等に関する 意見の確認について」

6

正	 誤	

発 行 年月日	公 報番 号	種類	同上 番号	ページ	上	荆 ——— 下	行	備考	正	誤
26 · 3 · 28	3582	雑報		66		0		表中	žoon円	250円